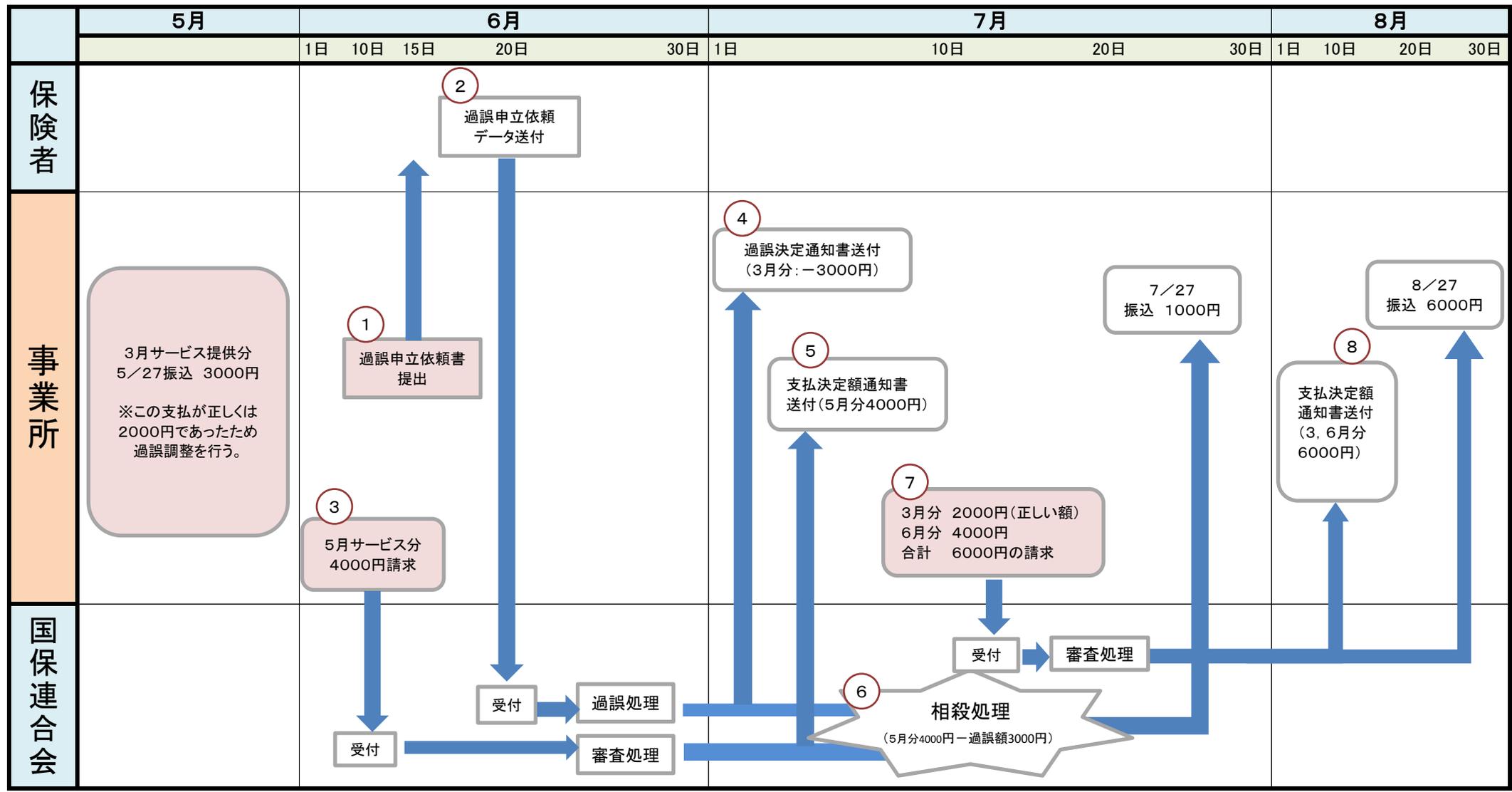


通常過誤の流れについて（例）

各月のサービス請求額	3月サービス提供分：3000円（正しい額：2000円）
	5月サービス分：4000円 6月サービス分：4000円



【事例説明】

平成29年4月審査の結果、平成29年3月サービス提供分の3000円が事業所へ支払われたが、正しいサービス提供分は2000円であったため過誤調整を行う。

また、5月サービス分・6月サービス分について、それぞれ4000円を国保連合会へ請求する。

- ①事業所は保険者に過誤申立依頼書を提出します。(毎月15日まで)
- ②保険者は国保連合会(以下国保連)に過誤申立の依頼をします。(毎月20日まで) 国保連は過誤申立を受け、過誤処理を実施します。
- ③事業所は国保連へ5月サービス分(4000円)を6月10日までに請求します。国保連は請求を受け、審査処理を実施します。
- ④国保連は過誤処理に基づいて、過誤決定通知書を事業所に送付します。
- ⑤国保連は審査処理に基づいて、支払決定額通知書を事業所に送付します。
- ⑥国保連は5月サービス分4000円と過誤決定額-3000円を相殺し、7月27日に事業所へ1000円支払います。
- ⑦事業所は過誤決定通知書から過誤されたことを確認した後、国保連へ3月サービス分2000円(正しい額)及び6月サービス分4000円を7月10日までに請求します。
- ⑧国保連は審査処理に基づいて、支払決定額通知書を事業所に送付し、8月27日に事業所へ6000円支払います。